

山梨県営西山発電所など水力発電所10箇所の売電に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この要領は、山梨県企業局（以下「企業局」という。）の山梨県営西山発電所など水力発電所10箇所（非FIT水力）の売電先を決定するために実施するプロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 概 要

(1) 件 名

山梨県営西山発電所など水力発電所10箇所の売電

(2) 内 容

別紙「山梨県営西山発電所など水力発電所10箇所の売電に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 売電期間

令和6年4月1日0時から令和9年3月31日24時までとする。（3年：最低契約年数）

なお、本プロポーザルにより選定された電力受給契約候補者（以下「候補者」という。）は企画提案内容（買取単価、環境価値の有効活用、電力の地産地消）に係る取り組みについて、契約期間中の変更は行わないことを条件に、企画提案時に提示する契約希望年数にて電力受給契約を締結できるものとする。（1年単位、最長7年、令和13年3月31日まで）

なお、契約希望年数は企画提案審査の評価対象としない。

3 売電候補者の選定

山梨県営水力発電所で発電した電気の売電について、買取単価と企画提案内容を含めた候補者の選定を公募型プロポーザル方式により行う。

提案内容等について審査のうえ、最も優れると認められる者を候補者とする。

4 プロポーザルに関する手続き

(1) プロポーザル参加の条件

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売り電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であること（単独申請とする）

イ 令和4年度において、小売電気事業者として、電気の販売実績が仕様書4（3）に示す3ヶ年平均予定売電電力量以上あり、かつ山梨県内における電気の販売実績があること

ウ これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

オ 「山梨県物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に準じて入札参加停止に該当しないと認められる者

カ 山梨県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者を有する法人でないこと

キ 直近の事業年度の消費税及び地方消費税並びに山梨県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所がある法人の場合には、主たる事務所又は事業所）を有する法人（以下「県内業者」とい

う。) にはあっては県税、山梨県に事務所又は事業所を有しない法人（以下「県外業者」という。）にはあっては法人税について未納がない者であること

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと
ケ 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者には、これらに加入していること

（2）失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア この要領に定めた参加条件が備わっていない場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ウ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- エ 買取単価が企業局が設定した最低価格（非公表）を下回る提案である場合
- オ 別表 1 評価基準「2. 環境価値の有効活用、電力の地産地消」において、提案がなかった場合
- カ その他不正な行為が認められた場合

（3）参加申込書の提出

- ア 提出期限 令和 5 年 7 月 27 日（木）午後 4 時（必着）
 - イ 提出方法 郵送（書留）、持参（平日午前 9 時から午後 5 時まで）のいずれかによること
 - ウ 提出先 山梨県企業局電気課（下記 9 参照）
 - エ 提出書類
 - a. 参加申込書（様式 1）
 - b. 誓約書（様式 2）
 - <以下様式 1 参加申込書に記載する添付書類>
 - c. 登記簿謄本（3 ヶ月以内に発行されたもの）
 - d. 印鑑証明書（3 ヶ月以内に発行されたもの）
 - e. 財務諸表
（事業報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、直近 3 会計年度分）
 - f. 小売電気事業者の登録を証するもの
 - g. 令和 4 年度の電気の販売実績を証するもの（合計及び都道府県別）
 - h. 納税証明書（国税、県税）
（「税の未納はない」旨記載してあるもの）
（申請日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）
- 【県内業者】**
- ・ 山梨県の県税納税証明書
 - ・ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書「その 3 の 3」）
- 【県外業者】**
- ・ 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書「その 3 の 3」）
- オ 提出部数 7 部（正本 1 部、写本 6 部）
 - カ 通知 参加資格の有無を令和 5 年 8 月 10 日（木）までに通知する
 - キ 追加資料 参加資格を有すると通知されたものに次の資料を提示する
提示は参加申込書（様式）に記載の連絡先に、電子メールにより行う
 - ・ 容量市場収入
 - ・ 単線結線図
 - ・ 7 年間の停止計画（長期改修計画）

- ・ 環境価値電力料金メニューの設定条件

(4) 質問の受付及び回答

本契約及びプロポーザルに関する質問の受付及び回答については以下の手順による。

- ア 受付期限 令和5年8月18日（金）午後4時まで
- イ 質問様式 質問書（様式3）
- ウ 提出先 原則として電子メールにより、下記9まで提出すること
- エ 回答予定 令和5年8月25日（金）午後5時まで
- オ 回答方法 原則として電子メールにより、質問者に随時回答するとともに、県ホームページに掲載する

(5) 企画提案書の提出

参加申込者は、以下により企画提案書を提出すること。

- ア 提出期間 令和5年8月28日（月）午前9時から
令和5年9月8日（金）午後4時必着
- イ 提出方法 郵便（書留）、持参のいずれかによること
平日午前9時から午後4時まで（最終日にあつては午後4時）の間とし、
午後0時から1時の間は除く
- ウ 提出先 山梨県企業局電気課（下記9参照）
- エ 提出書類 企画提案書及び附表（様式5）
- オ 提出部数 7部（正本1部、写本6部）

(6) プレゼンテーションの実施

- ア 日 時 令和5年9月21日（木）（予定）【予備日：令和5年9月22日（金）】
- イ 場 所 山梨県立図書館1階交流ルーム101（甲府市北口2丁目8番1号）
- ウ 時 間 1事業者あたり20分程度
- エ 評価基準 別表1「山梨県営西山発電所など水力発電所10箇所の売電に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点」のとおり
- オ 内 容 プレゼンテーションは提案書に基づき行うこと。なお、プロジェクター、スクリーンは、企業局が用意する。
- カ 特記事項 参加者が多数の場合は、評価基準に従い企画提案書の事前審査（書類選考）を行い、プレゼンテーションの参加の可否について通知する。

(7) その他

- ア プロポーザル参加に係る諸費用は参加者の負担とする。
- イ 参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は参加辞退届（様式4）を提出すること。

5 売電先候補者の公表及び通知

- ア 日 時 令和5年10月中旬 予定
- イ 特記事項 提出された書類及びプレゼンテーションにより、「山梨県営西山発電所など水力発電所10箇所の売電に係る契約候補者選定審査会」が評価基準に基づいて審査を行い、審査項目の合計点が最高点となった者を候補者として選定する。
候補者に選定された者に対しては、その旨を「見積業者選定通知書」により通知する。

6 非選定者に対する通知

候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨及び選定されなかった理由を

「見積業者非選定通知書」により通知する。

上記「見積業者非選定通知書」を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面（任意様式）により、山梨県公営企業管理者あて非該当理由について説明を求めることができる。

非選定理由についての説明請求があった場合、山梨県公営企業管理者は、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により回答する。

7 契約の締結

(1) 契約書

電力受給契約書（案）に基づき、山梨県と候補者が詳細について協議のうえ締結する。

(2) 契約保証金

売電候補者が、電力受給契約を締結する場合には、山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号。以下「規則」という。）第 109 条に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付する必要がある。

ただし、規則第 109 条の 2 の規定に該当する者は、これを免除する。

8 日程（予定）

(1) 県ホームページでの公募開始	令和 5 年	7 月 12 日（水）	
(2) 入札参加申込書提出期限	令和 5 年	7 月 27 日（木）	午後 4 時まで
(3) 参加資格確認通知	令和 5 年	8 月 10 日（木）	
(4) 質問受付	令和 5 年	8 月 18 日（金）	午後 4 時まで
(5) 質問回答	令和 5 年	8 月 25 日（金）	午後 5 時まで
(6) 企画提案書提出期限期間	令和 5 年	8 月 28 日（月）	午前 9 時から
	令和 5 年	9 月 8 日（金）	午後 4 時まで（必着）
(7) 書面審査※	令和 5 年	9 月 11 日（月）	予定
(8) プレゼンテーション（審査会）	令和 5 年	9 月 21 日（木）	予定
(9) 契約候補先の公表	令和 5 年	10 月中旬	予定

※書面審査は、公募型プロポーザル参加申込者が多数の場合に実施する。

9 提案書等の提出先、問い合わせ先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

山梨県企業局電気課

（課長）村松 修一 （担当）齊藤 雅司、竹田 明浩

電話 055-223-5389（直通）

F A X 055-223-5393

E-mail kg-denki@pref.yamanashi.lg.jp

別表 1

山梨県営西山発電所など水力発電所 10 箇所の売電に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点

項目	評価事項	評価の視点	配点
1. 買取単価	<p>○ 買取単価（円/kWh）の高さ</p> <p>※ 買取単価が最も高いものを 60 点とする。</p> <p>※ 買取価格において、企業局が設定する最低価格（非公表）を下回る場合は審査を行わない</p>	<p>● 60 点 × (各応募者の買取単価) ÷ (全応募者中の最高買取単価)</p> <p>※ 評価点は、小数点第 2 位を四捨五入する</p>	60
2. 環境価値の有効活用 電力の地産地消	<p>○ 魅力ある環境価値電力料金メニューの設定</p> <p>○ 電力の地産地消に関する取り組み</p> <p>※ 既存やまなしパワーNEXT「ふるさと水力プラン」への加入者（39 事業者）が希望する場合、環境価値電力料金メニューに円滑に移行出来る提案とすること</p> <p>※ 県内事業者向けメニューは 5,000 万 kWh 以上の設定とする</p> <p>※ 販路拡大につながる魅力あるメニューを提案すること</p> <p>※ 具体的なメニューのイメージについては、参加資格を有すると通知されたものに提示する</p>	<p>● 販売計画の具体性、実現性</p> <p>● 販路拡大策</p> <p>● 環境価値電力料金メニューの設定、供給計画</p> <p>● 地産地消に係る取り組み</p> <p>● 山梨県の認知度向上</p> <p>● 環境価値の還元</p>	25
3. 経営の安定性	<p>○ 事業遂行の確実性</p> <p>○ 経営状況、健全性</p>	<p>● 販売実績</p> <p>● 経営状況、健全性</p> <p>● 資金の状況</p>	15
合計			100